

国 有 林 経 営 と 地 域 社 会

下呂営林署 坂 元 邦 夫

1. 研究の目的

国有林は現在、昭和53年に制定された「国有林野事業改善特別措置法」に基づき、経営改善に積極的に取り組んでいるが、この改善を円滑に推進していくためには、地域社会の理解・協力を得ることが不可欠であり、そのためには地域振興の寄与を考えた国有林経営が必要である。この研究は、このような視点からみた馬瀬村と国有林の関係を事例として、昭和30年代後半以降について分析し、今後の国有林経営のあり方を考察しようとするものである。

2. 馬瀬村の概要

馬瀬村は岐阜県のほぼ中央部に位置し、総面積 9,728 haで、地形は馬瀬川を挟んで南北に山が連なる細長い形の村であり、気候は寒冷で年平均気温11.2℃、降水量は 2,880 mm、積雪は30cm程度である。

土地の利用状況は、森林が95%を占めており、農地は水田 83 ha、畑 22 ha、樹園地 32 ha、採草地 21 haで、総面積の 2 %を占めるに過ぎない。森林のうち国有林は、2,942 haで、森林面積の 32%を占めており、国有林の占める割合が高い。人工林率は国有林が83%、民有林が54%となっており、かなり人工林化が進んでいるが、民有人工林の齡級構成は30年生以下が90%を占めており、若齢に偏っている。

人口は、昭和55年現在 1,615 人で、昭和35年からの20年間に43%も減少しており、急激に過疎化が進行している。

産業別就業者の推移をみると、農林業就業者は20年間で30%にまで減少しており、反面、建設・製造・サービス業の割合が増加してきている。林業就業者数の割合は、16%から 7%に減少してきている。

主な産業を純生産額でみると、建設業が25%、林業が20%、農業が 9 %を占めるほか、馬瀬川の渓流を利用したアユ釣などに関係した民宿等サービス業が15%を占めている。（第1図参照）

馬瀬村で実施された山村振興政策等は、山村振興地域（昭和41年指定）、過疎地域振興特別措置法（昭和45、55年指定）、第2次林業構造改善事業（昭和52～55年実施）、農村地域農業構造改善計画（昭和56～60年実施中）となっている。

3. 馬瀬村における国有林経営と地域振興

村内国有林（馬瀬村内の国有林、以下村内国有林という）の伐採材積の推移を、全国国有林（以下国有林という）と名古屋営林局管内国有林（以下管内国有林という）で比較すると、ピーク時の昭和39、40年の数量を100とした場合、昭和54年には国有林63、管内国有林50に対して、村内国有林は22となっており、昭和60年には8になる見通しである。（第2図参照）

次に、更新面積の推移を同様に比較すると、昭和54年には国有林68、管内国有林53に対して村内国有林は36となっており、昭和57年には18になる見通しである。（第3図参照）

このように、村内国有林は、伐採量・更新面積とともに国有林、管内国有林を上回る割合で減少している。

次に、村内国有林における伐採量・更新面積の推移の内訳をみると、伐採量では立木販売量が最初に大きく減少し、その後製品生産量も減少していくという推移をみせている。更新面積では、昭和40年後半以降、「国有林における新たな森林施業」の採用及び奥地天然林の伐採等により天然更新面積が増加したが、伐採可能な奥地天然林が減少することにより、更新面積総数も減少してきている。（第4図参照）

次に、村内国有林の作業員数の推移を対村内の林業就業者数と対比させながらみると、昭和37年の76人から、昭和55年には45%減の42人に減少してきており、将来について定年制を前提に推定してみると、昭和60年31人、昭和62年25人、昭和66年23人と大幅な減少傾向をたどるようになる。しかし、馬瀬村内の林業就業者数は昭和35年の227人から、昭和55年には74%減の58人となり急激に減少してきており、国有林の林業雇用面におけるウエイトは極めて高い。（第5図参照）

次に、将来の村内国有林における造林事業量と伐採可能面積の推移を予測してみると、昭和56年度では造林事業量が雇用労働量を上回っており、昭和61年度も同様の結果となっている。その後、伐採面積が底をつく昭和66年頃には雇用労働量が造林事業を上回るようになるが、それ以後には伐採可能面積は増加傾向に移行し、それに伴って製品生産、造林事業量も増大していくものと予想される。特に、昭和82年以降には安定的な事業量が確保される反面、雇用労働量が減少するため雇用労働量との間に大きなアンバランスが生じてくると予測される。（第6・7図参照）

次に、馬瀬村内における治山事業量の内訳をみると、治山事業総金額（昭和35～56年の合計金額）のうち国有林治山によるものは40%を占めており、治山・治水の面において国有林の果している役割りは大きい。（第8図参照）

林道事業においては、総延長の36%にあたる9.8kmが併用林道及び民有林内の国有林道であり、地域住民への活用がなされている。（第8図参照）

4. 地域の国有林に対する要請

村当局及び森林組合の、国有林への要請は、

- (1) 安定的な雇用の確保
- (2) 公益的機能を重視した施業
- (3) 国有林野施設の積極的な活用（放牧共用林野、レクリエーション利用等）
- (4) 森林組合への請負事業量の確保
- (5) 立木処分による事業量の増大・確保

となっており、特に安定的な雇用の確保及び、国有林の製品生産、造林事業の一部を森林組合で担当したいという要望が強い。

5. 総括

以上の分析及び地域からの要望を踏まえて、次の3点にまとめた。

- (1) 戦後、国有林は地域社会との結びつきを維持してきたが、昭和30年代後半から昭和40年代前半にかけての増伐によって資源量の枯渇化現象が起り、事業量が急激に減少していくことにより、国有林の地域社会に果している役割にも大きな変化が生じてきた。即ち、立木販売量、製品生産量の減少により、地域経済・地元業者の育成に果す役割は低下しており、又、製品生産・造林事業量の減少により労働雇用力も大幅に減少してきている。このことは、国有林に大きく依存し、他にみるべき産業を持たない農山村の過疎化を促進させる一つの要因を国有林が作り出しているといえよう。反面において、国有林は、治山・林道事業や、地元施設制度等（放牧共有林野の設定、国有地の売り払いによる村の振興事業への協力）により、地域振興への一定の役割を果してきている。

当面は、製品生産・造林事業量の増大が期待できない状況にあり、地元施設制度及び国有林野の活用等により、地域の振興計画に積極的に協力していくことが必要であり、そのためには国有林と地域社会との意思疎通を更に推進していくことが重要である。

- (2) 国有林の資源構成をみると、昭和66年頃までには伐採可能な面積は減少するが、昭和67年頃を境にして増加傾向に転じ、昭和82年以降には安定的に推移していくものと予想される。当面は、現状の雇用労務によって事業を遂行していくことが可能であるとしても、60歳定年制の実施による基職労務の大幅な減少等により、将来的には、民有林も含めた事業の中で、地域労務の育成・整備を図り、その導入を図っていくことが必要である。
- (3) 今後の国有林における事業の進め方としては、長期的・安定的な事業の運営を図っていくことが必要である。それによって、立木販売・製品資材の安定的な地域への供給・安定的な雇用の確保を図ることが可能となり、それによって地域振興に一定の役割を果すことができる所以ある。

図-1 馬瀬村の人口・産業別就業者数と純生産額

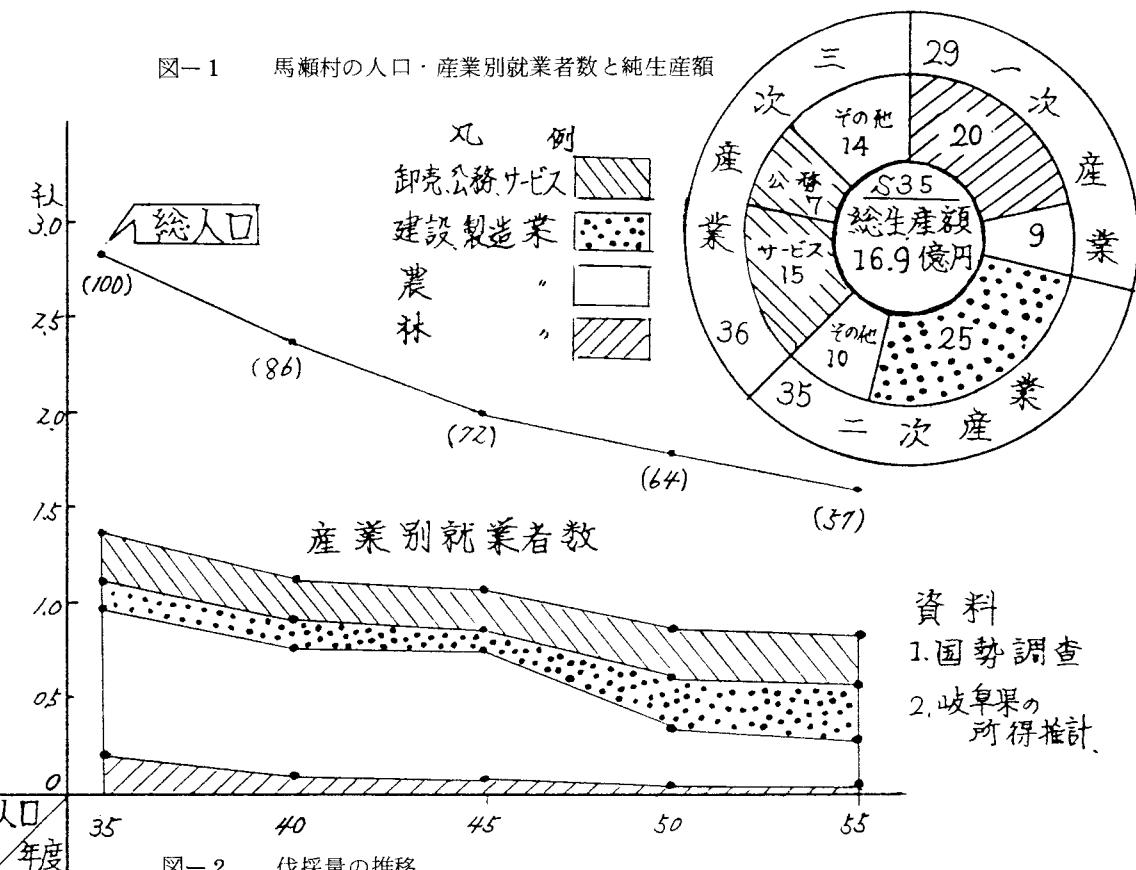


図-2 伐採量の推移

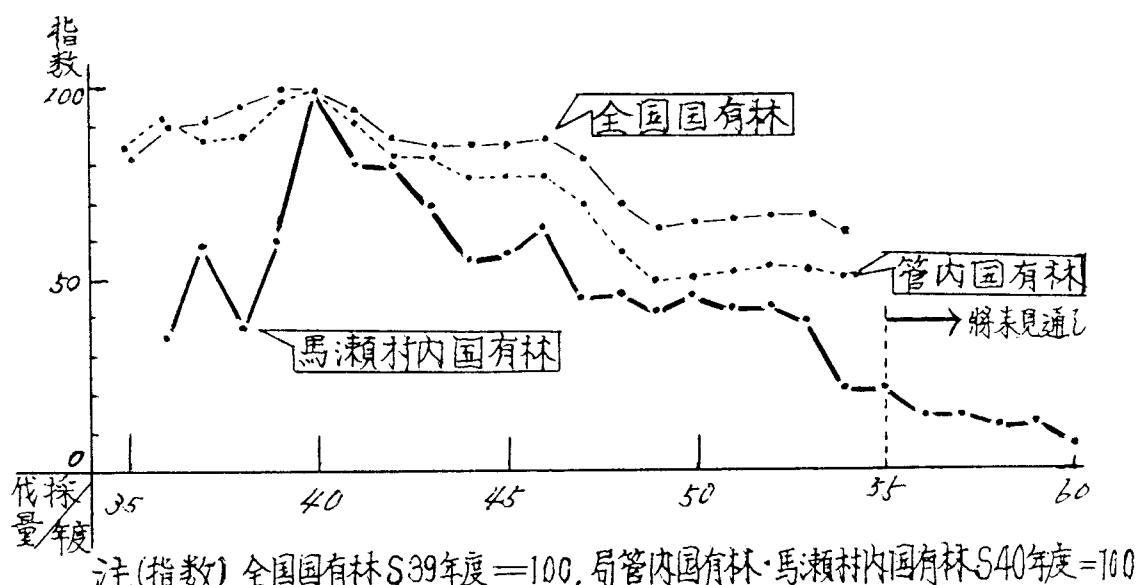
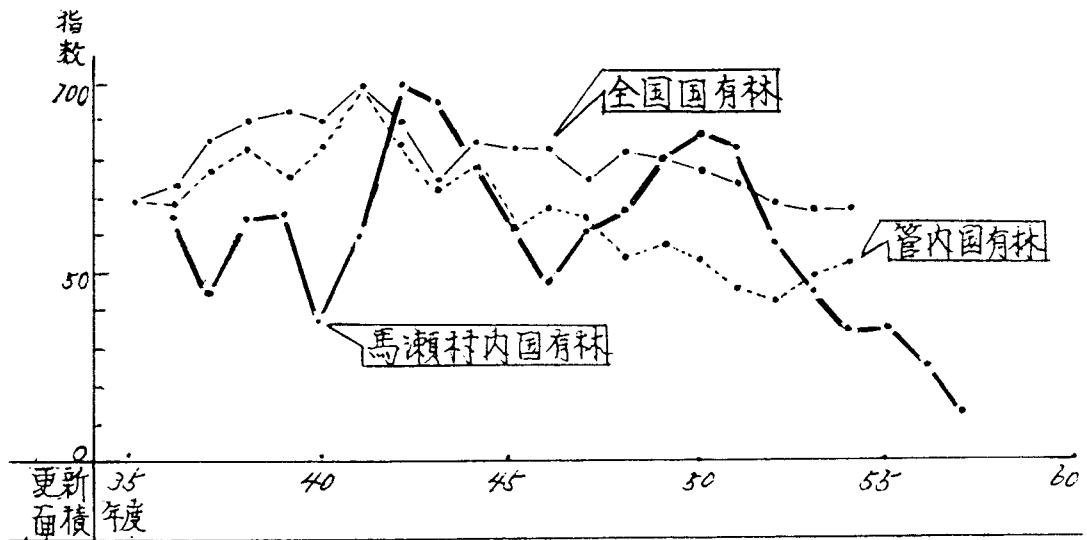
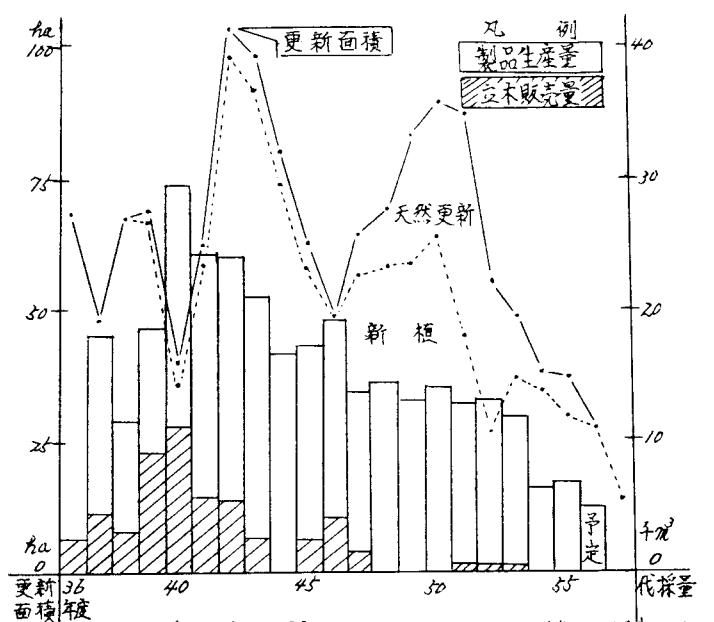


図-3 更新面積の推移



注、(指数) 全国国有林・局管内国有林 S41年度 = 100。馬瀬村内国有林 S41年度 = 100。
(資料) 国有林野事業統計書。

図-4 馬瀬村内国有林における伐採量、更新面積の推移



注、1. 立木販売は1件割合額が1万円以上ものとし、末木枝条、チップ用材は除いた。
又、政務面積566haは天然更新面積に含む。

図-5 馬瀬村の林業就業者数と村内国有林の作業職員の推移

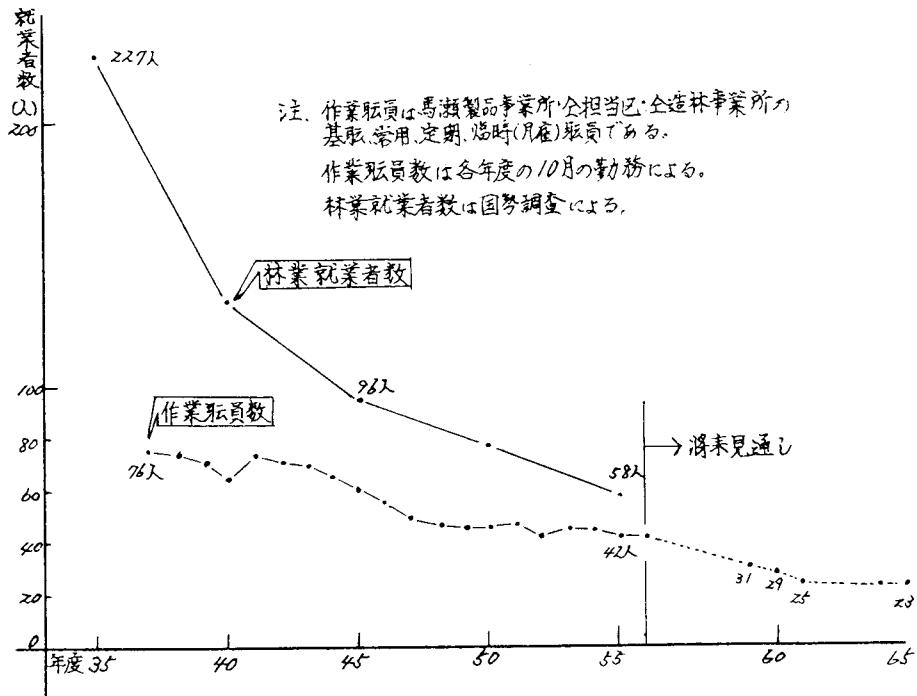


図-6 馬瀬村内国有林における今後の造林事業量(推計)

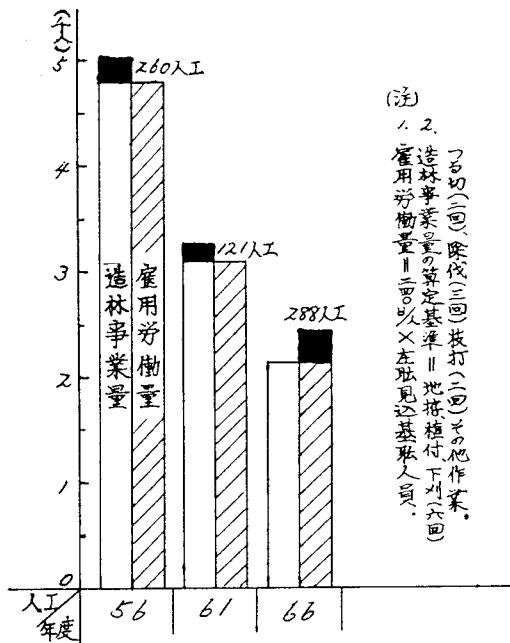


図-7 馬瀬村内国有林における今後の伐採可能面積(推計)

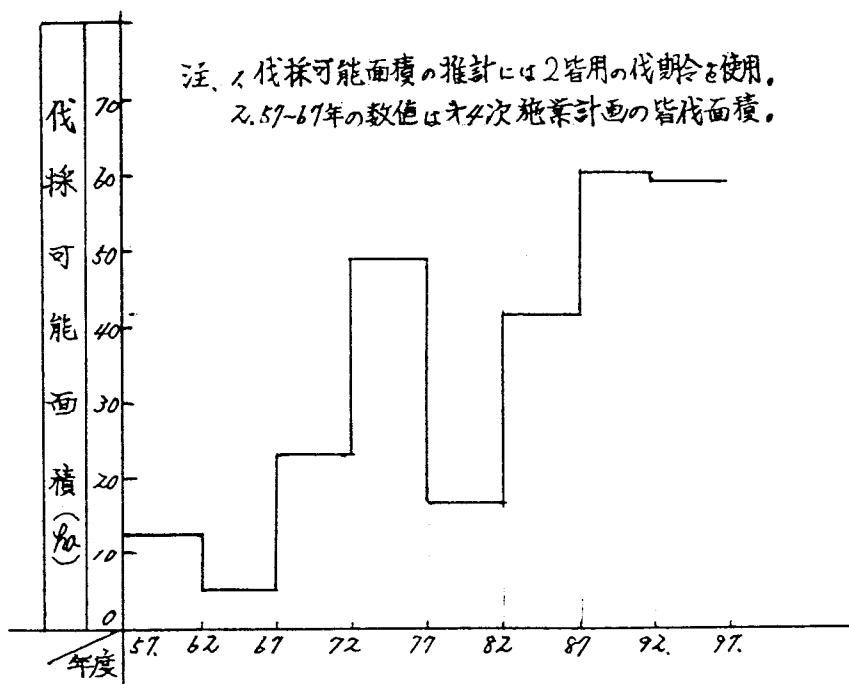


図-8 馬瀬村内における治山・林道事業量

